～園芸生産資材価格高騰対策事業のご案内～

宮城県では、園芸生産資材価格が高騰していることから、県内の園芸生産者の経営に及ぼす影響を軽減するため、**令和３年からの価格高騰分の２分の１以内を補助します。**

1　支援対象

【事業実施主体】

次の（１）から（３）までのいずれかに該当し、（４）と（５）を満たす者

（１）**農業協同組合**

（２）**営農集団**（３戸以上の取組主体の要件を満たす生産者の組織する団体で、代表者の定めがあり、かつ組織及び運営について規約の定めがあるものに限る。）

（３）**取組主体の要件を満たす農業法人又は個人生産者**

ただし、個人生産者については、農業協同組合員でない者及び営農集団に属さない者に限る。

（４）暴力団又は暴力団員等でないこと

（５）県税に未納がないこと

【取組主体】

次の（１）から（３）までを全て満たす者

（１）**県内における園芸作物の栽培面積が10a以上であり、その園芸作物を販売する者**

（２）暴力団又は暴力団員等でないこと

（３）県税に未納がないこと

2　支援内容

（１）高騰した被覆資材費の補助

令和８年度の生産に係る園芸生産資材費のうち、令和８年４月１日から**<u>令和８年８月３１日まで</u>**に購入し、かつ令和８年度内に設置を完了するもので、令和３年からの価格高騰分の２分の１以内を補助。

【補助対象となる園芸生産資材】

①被覆資材　：<u>園芸施設の外張、内張、遮光資材</u>

②マルチ資材：<u>非分解性マルチ、生分解性マルチ、トンネル資材、べた掛け資材</u>

ただし、本補助事業に申請する資材が国及び県の他の補助金の対象となっていないこと。

※以下の資材は対象外

防虫ネット、防鳥ネット、抑草シート　等

【補助金額の算出方法】（千円未満切り捨て）

補助金額　＝【補助対象資材購入費（※１）（税抜き）】×０．３４９（※２）×１／２（補助率）

※１：設置に係る部材費や設置費、手数料、運送経費、消費税等は含まない。

※２：令和8年度の被覆資材費に対する令和3年から増加した経費の割合（農林水産省「農業物価統計」をもとに県が算出）

【補助上限額】

①　被覆資材　：設置面積１ａ当たり30,000円

②　マルチ資材：設置面積１ａ当たり 4,000円

【補助下限額】

①　被覆資材　：20,000円（購入費の目安　114,614円（税抜き）以上）

②　マルチ資材： 5,000円（購入費の目安　28,654円（税抜き）以上）

※予算を超えた申請があった場合は、予算の範囲内で執行するため、申請額を一定割合で減額して交付する。

※実際の補助金額算出にあたっては　**<u>園芸生産資材支払状況報告書（別記様式第２号）</u>**を
ご活用ください（支払金額の入力により自動計算されます）

（２）推進事業費（事務的経費）の補助

<u>※対象：農業協同組合、その他営農集団がとりまとめて申請する場合</u>

【補助率】

上記（１）の取組主体**<u>１件当たり2,400円</u>**

【補助金の算出方法】

事業実施主体を通して本事業に申請する取組主体数×2,400円

<事業の流れ>

【取組主体】		【事業実施主体】		県
農業法人 個人生産者	とりまとめ → ← 補助金配分	各農業協同組合 営農集団	申　請　9/1から9/15まで → ← 交　付	園芸推進課
		【事業実施主体】 農業法人 個人生産者		

補助金の申請方法とスケジュール

取組主体には、事業実施主体（JA等）を通じて補助金を配分します（農業法人が単独で申請する場合は農業法人に直接交付）。申請方法とスケジュールは以下のとおりです。

①令和８年９月１日から９月１５日まで：事業実施主体（JA等）から県園芸推進課に交付申請
②令和８年１１月：交付決定（額の確定）
③令和８年１１月頃：県から事業実施主体（JA等）への補助金の交付

（１）取組主体（個人生産者等）が事業実施主体（農業協同組合等）を通じて申請する場合

取組主体（個人生産者等）→事業実施主体（JA等）	事業実施主体（JA等）から県への申請資料
・園芸生産資材支払状況報告書（別記様式第２号－２） ・納品状況がわかる証憑の写し、及び支払い状況がわかる証憑の写し ※農業協同組合から販売実績のある生産資材については、農業協同組合がまとめて資料作成することも可能としますが、農業協同組合以外から購入した生産資材について申請する場合は、農業協同組合が指定する期日までに上記資料の提出が必要です。	・補助金交付申請書（別記様式第１号） ・園芸生産資材支払状況報告書（別記様式第２号－１、別記様式第２号－２） ・納品状況がわかる証憑の写し、及び支払い状況がわかる証憑の写し ・園芸生産資材価格高騰対策事業費補助金交付申請に係る誓約書（別記様式第３号） ・暴力団排除に関する誓約書（別記様式第４号） ・宮城県税の納税証明書の写し ※申請日の３か月以内に発行されたもの ・振込先の証明書類（通帳の表紙・裏表紙など、口座部分が記載されているもの）

（２）農業法人又は個人生産者が事業実施主体として申請する場合
※個人生産者については、農業協同組合員でない者及び営農集団に属さない者に限る。

事業実施主体（農業法人又は個人生産者）から県への申請資料
・補助金交付申請書（別記様式第１号）　・園芸生産資材支払状況報告書（別記様式第２号－２） ・納品状況がわかる証憑の写し、及び支払い状況がわかる証憑の写し ・園芸生産資材価格高騰対策事業費補助金交付申請に係る誓約書（別記様式第３号） ・暴力団排除に関する誓約書（別記様式第４号） ・宮城県税の納税証明書の写し※申請日の３か月以内に発行されたもの ・振込先の証明書類（通帳の表紙・裏表紙など、口座部分が記載されているもの）

その他、ご不明点は下記お問合せ先にご連絡ください

問合せ先

宮城県農政部 園芸推進課 ６月補正チーム
TEL：022-211-2843、2224、2337　FAX：022-211-2849　E-mail：engei@pref.miyagi.lg.jp
又は事業実施主体の所在地を所管する県地方振興事務所（地域事務所）農業振興部、農業・農村振興部